

## 高額療養費制度の自己負担限度額が変わります

平成27年1月診療分から、70歳未満の方の自己負担限度額が下表のとおり改正されます。

これまでより所得区分が細分化され、3区分から5区分になります。

また、健康保険限度額適用認定証の区分表記が「A・B・C」から「ア・イ・ウ・エ・オ」に変わります。

なお、70歳以上の方の自己負担限度額は変更ありません。

【平成26年12月診療分まで】

限度額 認定証 等区分	所得区分	自己負担限度額(月額)
A	上位所得者 (標準報酬月額 53万円以上)	150,000円 + (医療費 - 500,000円)×1% 《多数回該当：83,400円》
B	一般所得者 (上位所得者・ 低所得者以外)	80,100円 + (医療費 - 267,000円)×1% 《多数回該当：44,400円》
C	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 《多数回該当：24,600円》

【平成27年1月診療分から】

限度額 認定証 等区分	所得区分	自己負担限度額(月額)
ア	標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円)×1% 《多数回該当：140,100円》
イ	標準報酬月額 53～79万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円)×1% 《多数回該当：93,000円》
ウ	標準報酬月額 28～50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円)×1% 《多数回該当：44,400円》
エ	標準報酬月額 26万円以下	57,600円 《多数回該当：44,400円》
オ	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 《多数回該当：24,600円》

\* 多数回該当 は、直近1年間に3回以上高額療養費を受けた月がある場合、4回目から軽減された限度額が適用されます。

\* 「区分ア、イ」に該当する場合、住民税非課税であっても、標準報酬月額による「区分ア、イ」による限度額が適用されます。

## 高額介護合算療養費制度の自己負担限度額が変わります

医療と介護の両方で自己負担をし、1年間（8月から翌年7月まで）で自己負担限度額を超えた場合、高額介護合算療養費が支給されます。

高額療養費の自己負担限度額の改正に合わせてこの自己負担限度額も下表のとおり改正されます。

【平成26年7月以前】

〈年額〉

所得区分	健康保険 + 介護保険 (70歳～74歳)	健康保険 + 介護保険 (70歳未満)
標準報酬月額 83万円以上	67万円	126万円
標準報酬月額 53～79万円		
標準報酬月額 28～50万円		
標準報酬月額 26万円以下	56万円 (政令本則は 62万円)	67万円
低所得者2	31万円	
低所得者1	19万円	34万円

【平成26年8月～平成27年7月】

〈年額〉

所得区分	健康保険 + 介護保険 (70歳～74歳)	健康保険 + 介護保険 (70歳未満)
標準報酬月額 83万円以上	67万円	176万円
標準報酬月額 53～79万円		135万円
標準報酬月額 28～50万円		67万円
標準報酬月額 26万円以下	56万円	63万円
低所得者2	31万円	34万円
低所得者1	19万円	

【平成27年8月以降】

〈年額〉

所得区分	健康保険 + 介護保険 (70歳～74歳)	健康保険 + 介護保険 (70歳未満)
標準報酬月額 83万円以上	67万円	212万円
標準報酬月額 53～79万円		141万円
標準報酬月額 28～50万円		67万円
標準報酬月額 26万円以下	56万円	60万円
低所得者2	31万円	34万円
低所得者1	19万円	